

議案第56号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月12日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金に係る貸付利率等を改定し、保証人を立てる義務を任意化し、及び償還方法を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条」を「第20条」に改める。

第12条第1項第1号中「負傷」の次に「（以下「世帯主の負傷」という。）」を加え、同項第4号中「、被害金額がその」を「の被害金額がその家財の」に、「三分の一以上の損害を受けた場合」を「3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 住居の全体の滅失又は流失

第12条第2項中「に掲げる」を「の」に改める。

第13条第1項第1号中「療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）」を「世帯主の負傷」に改め、同号イ中「家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害（以下「家財の損害」という。）」を「家財の損害」に改め、「住居の損害」の次に「（住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。）」を加え、同号イを同号アとし、同号中ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、同項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ニ」を「エ」に改め、同号ハを同号ウとし、同号二中「滅失した」を「滅失し、又は流失した」に改め、同号二を同号エとし、同項第3号中「第1号のハ」を「第1号ウ」に、「前号のロ若しくはハ」を「前号イ若しくはウ」に改める。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。

第14条第1項中「すえ置期間中」を「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中」に、「すえ置期間経過後」を「据置期間経過後」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項ただし書中「災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」を「借受人」に改める。

第17条を削る。

第18条中「支払い」を「支払」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「支払い」を「支払」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

付則第2条第1項中「及び第14条」を「及び第14条第2項」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、「（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」を削り、同条第2項中「第20条第1項」を「第19条第1項」に、「支払いの猶予」を「支払の猶予」に、「支払い期日」を「支払期日」に改め、同条第3項中「、第17条の規定にかかわらず」を削り、「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。